

国海安第51号
平成22年6月25日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齊藤 弘 殿

国土交通省
海事局安全基準課長 久保田 秀夫



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等
の一部を改正する省令等の制定について（通知）

標記につきまして、下記の省令等が、平成22年6月28日付け公布される予定となっておりますので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 海洋汚染等及び海洋災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通省令第37号）
2. 船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通省・環境省令第2号）
3. 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第三十一号の有害液体物質を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通省告示第697号）

以上

